

名古屋市会計管理者達第1号

会 計 室

名古屋市会計管理者事務代決規程（平成27年会計管理者達第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市会計管理者 宮澤 百代

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第1条～第3条（略） （臨時代決） 第4条（略） 2 前項の場合において、次長に事故があるときは、 <u>会計課長又は担当課長</u> がその事項を代決することができる。ただし、担当課長は、担当課長分担事務に係るものに限り、会計課長に代わって代決することができる。 3 次長の代決権限事項について、会計管理者及び次長に事故があるときで急施を要する場合には、 <u>会計課長又は担当課長</u> がその事項を代決することができる。ただし、担当課長は、担当課長分担事務に係るものに限り、会計課長に代わって代決することができる。	第1条～第3条（略） （臨時代決） 第4条（略） 2 前項の場合において、次長に事故があるときは、 <u>会計課長</u> がその事項を代決することができる。ただし、担当課長は、担当課長分担事務に係るものに限り、会計課長に代わって代決することができる。 3 <u>第1項の場合において、次長及び会計課長に事故があるときは、担当課長（出納）がその事項を代決することができる。</u> 4 次長の代決権限事項について、会計管理者及び次長に事故があるときで急施を要する場合には、 <u>会計課長</u> がその事項を代決することができる。ただし、担当課長は、担当課長分担事務に係るものに限り、会計課長に代わって代決することができる。 5 <u>前項の場合において、会計課長に事故があるときは、担当課長（出納）がその事項を代決することができる。</u>

- 4 会計課長に事故があるときは、会計課長の代決権限事項について、次長が代決することができる。ただし、担当課長分担事務に係るものについては、担当課長にも事故があるときに限り代決することができる。
- 5 前項の場合において、会計管理者及び次長に事故があるときは、担当課長がその事項を代決することができる。
- 6 次長等は、第1項又は第2項の規定により代決した事項については、事後直ちに会計管理者に報告しなければならない。
- 7 会計課長又は担当課長は、第3項の規定により代決した事項については、事後直ちに次長に報告しなければならない。
- 8 担当課長は、第5項の規定により代決した事項については、事後直ちに会計課長に報告しなければならない。

別表

	次長	会計課長
	(略)	
23	(略)	
24	規則第75条第2項に規定する前渡金受領者の指定の協議に関するこ と。	
25 ～ 43	(略)	

- 6 会計課長に事故があるときは、会計課長の代決権限事項について、次長が代決することができる。ただし、担当課長分担事務に係るものについては、担当課長にも事故があるときに限り代決することができる。
- 7 前項の場合において、会計管理者及び次長に事故があるときは、担当課長(出納)がその事項を代決することができる。
- 8 次長等は、第1項、第2項又は第3項の規定により代決した事項については、事後直ちに会計管理者に報告しなければならない。
- 9 会計課長又は担当課長は、第4項又は第5項の規定により代決した事項については、事後直ちに次長に報告しなければならない。
- 10 担当課長(出納)は、第7項の規定により代決した事項については、事後直ちに会計課長に報告しなければならない。

別表

	次長	会計課長
	(略)	
23	(略)	
24 ～ 42	(略)	

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。